

第 8 3 号議案

蒲郡市特別職の職員の給料月額の特例に関する条例の制定について

蒲郡市特別職の職員の給料月額の特例に関する条例を、次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 6 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

蒲郡市特別職の職員の給料月額の特例に関する条例

別紙のとおり

提案理由

市長及び副市長の給料月額を臨時に減額するため提案する。

## 蒲郡市特別職の職員の給料月額の特例に関する条例

平成30年1月から同年3月までに支給する市長及び副市長の給料月額は、蒲郡市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年蒲郡市条例第13号）第2条の規定にかかわらず、市長にあつては同条第1号に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を、副市長にあつては同条第2号に規定する額から当該額に100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （失効）

- 2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。